

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)11月19日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】標準的算定方式で試算された婚姻費用を子の私立学校の学費等を考慮し加算修正する場合双方が生活費の原資となし得る金額が同額になることに照らし、公立学校の標準的教育関係費を越える額を両当事者で2分の1ずつ負担するのが相当として加算額を算出した事例(平成26年8月27日大阪高裁平成26年(ラ)第595号)

【2】Yは、Xから賃借した土地に建物を所有したが、これを譲渡。XがYの借地権の無断譲渡又は無断転貸を原因として解除通告をしたところYは建物所有の原状復帰を行った。Xは土地の明渡等を求めたが、Yの行為は背信行為と評価すべきでないとしてXの請求は棄却された(平成26年10月15日東京高裁平成26年(ネ)第880号)

【3】Y信用保証協会は、X銀行の保証債務履行請求に対して、主債務者(A)が反社会的勢力関連企業であるとして、保証契約の錯誤無効を主張。原判決はY敗訴、控訴審では、Aが反社企業でないことをYが動機として黙示的に表示したとして、保証契約の錯誤無効を認めた(平成27年3月25日東京高裁平成26年(ネ)第6051号)

【4】自動車ローン契約において銀行と販売業者との間に加盟店契約等に類似する経済的に密接な関係があるなどの牽連関係が認められない場合、特定の販売業者が行う購入者への指定商品の販売を条件とする割賦購入あっせんに該当するとは認められないと判示(平成27年3月26日札幌高裁平成26年(ネ)第79号、平成26年(ネ)第323号)

【5】ビル5階のトイレ配管の詰まりを解消するためY社が高圧洗浄作業を行い、4階のX店舗の天井から漏水事故が発生した。原審は1000万円の損害を認定したが、控訴審では、5階床下の配管開口部の蓋は事故前から外れておりこれが漏水の原因として、Xの請求を棄却した(平成27年5月14日名古屋高裁平成26年(ネ)第392号、平成26年(ネ)第601号)

【6】被告人材派遣会社が同業の原告による技術者の引抜、情報漏洩等につきWEBページにその旨を掲載等した行為について、原告が損害賠償等を請求した事案。被告会社から原告会社への転職者の多さなどから原告の関与を疑わせる理由があるとして原告請求を棄却(平成25年6月27日東京地裁平成24年(ワ)第19643号)

【7】商業ビル建築のため購入した土地の隣接地上の建物及び広告塔の照明などが越境している瑕疵があり、その結果金融機関からの融資が得られなかった等として損害賠償を請求したが、契約締結時の確認が不十分だったため本件土地の隠れた瑕疵に当たらないと判示(平成26年5月23日東京地裁平成23年(ワ)第41608号)

【8】マンション管理組合が共用部分の改修工事の実施に当たり区分所有者の玄関扉を開け取っ手を外す等の協力を要したが当該区分所有者が協力を拒否したため協力義務の確認、工事の妨害禁止、訴訟提起に係る弁護士費用の支払等を求めその請求がほぼ認められた事例(平成27年2月16日東京地裁平成26年(ワ)第16514号)

【9】A社がクレジット会社Yの所有権留保付で軽自動車を購入後、YはAの破産手続開始決定前に当該自動車の引渡を受けて売却しAに対する割賦金等債権に充当。Aの破産管財人のYに対する価額償還請求は、Aの占有は占有改定によるYの占有に当たるとして棄却された(平成27年2月17日名古屋地裁平成23年(ワ)第2833号)

【10】Yは同社の週刊誌にX大学の誤った財務内容評価を掲載し、Xの指摘を受け新聞広告等に謝罪文を掲載したが、Xは新聞訂正記事掲載料、弁護士費用等の他、無形損害として1億円を請求。本判決は損害を一部認容したが無形の損害は回復されたとして認容しなかった(平成27年4月20日東京地裁平成25年(ワ)第7667号)

【11】吉祥寺駅構内で被告のキャリアバックに接触し骨折等の傷害を負ったとして原告が損害賠償を請求した事案。被告は他の歩行者の歩行を妨げたり転倒させないようにする注意義務を負うとして、原告の過失割合を25%として相殺し原告の請求の一部を認容した(平成27年4月24日東京地裁平成25年(ワ)第29202号)

【12】被相続人には長男(相手方)と二男(申立人)がいたが、被相続人の死後、申立人が相手方は祭祀開催能力が欠如しているとして申立人を祭祀財産の承継者と定めるよう求めた事案。相手方の祭祀主宰者としてふさわしくない行為を

認め、申立人の請求を認容(平成26年6月30日さいたま家裁平成25年(家)第30359号)

【13】夫Aが別居中の妻Bに対し婚姻費用分担義務の免除を求めた事案。Aの失業による収入減少、及びAが同居人の子を認知したことを、いずれも事情変更の理由として婚姻費用の減額を認めた(平成26年7月18日大阪家裁平成26年(家)第1349号)

(知的財産)

【14】本件特許権についての延長登録出願にかかる特許発明の実施に本件処分(医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認)を受けることが必要であったとは認められないという、本件審決を違法であるとした原審の判断は正当として是認することができることと判示した事例(平成27年11月7日最高裁平成26年(行ヒ)第356号)

【15】控訴人はキャッチフレーズ(ある日突然英語が口から飛び出した!)と被控訴人のそれが同じとして被控訴人の複製権・公衆送信権の侵害を主張し複製物の頒布の差止め、損害賠償等を求めた事案。控訴人フレーズの著作性を否定した原判決を支持し控訴を棄却(平成27年11月10日知財高裁平成27年(ネ)第10049号)

【16】ノンアルコールのビールテイストについて特許権を有する原告が、被告製品(ダブルゼロ)の製造等の差止等を求めたところ、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであって原告は本件特許権を行使することができないとして請求が棄却された事例(平成27年10月29日東京地裁平成27年(ワ)第1025号)

【17】研究開発のコンサルティング等を提供する原告が、アドバイザー契約を締結した被告との間に、本件発明について特許を受ける権利を有することの確認を求めたが、原告は本件発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したとはいえないとして請求が棄却された事例(平成27年10月30日東京地裁平成25年(ワ)第32394号)

【18】被告商標「湯～トピアかなみ」が原告商標「ラドン健康パレス/湯～とぴあ」に類似するとして原告が被告商標の使用差止めを求め、商標権侵害が認められたために被告が控訴したところ、原告商標権の侵害を認めず原判決中の控訴人の敗訴部分を取消した事例(平成27年11月5日東京地裁平成27年(ネ)第10037号)

(民事手続)

【19】配当表記載の根抵当権者が配当額につき配当異議の訴えを提起し配当額相当の金銭が供託し、その後上記訴えに係る訴訟で勝訴した場合、上記配当表記載の配当においては当該供託金はその支払委託がされた時点における被担保債権に法定充当がされると判示(平成27年10月27日最高裁平成25年(受)第2415号)

【20】XはAにブルドーザー等機械を割賦販売したが、Aの不渡情報を受け、本件各機械を引き上げ換価処分。XはAの破産管財人Yに対して処分代金の請求権がないことの確認を求めたところ、Xは占有改定による引き渡しを受けていたとの認定の下、その請求が認容された(平成27年3月4日東京地裁平成26年(ワ)第10717号)

(刑事法)

【21】弁護士からの飲食物差入れ拒否及び弁護士への宅下げ禁止のような拘置所職員のした処分に対して、刑訴法430条1項又は2項の準抗告を申し立てることはできないとした原判断は正当であることなどから各抗告を棄却(平成27年9月8日最高裁平成27年(シ)第483号)

【22】被告人に弁明や説明の機会を与えないまま保釈を取り消し、保釈保証金の全部を没取した原々決定及びこれを是認した原決定が憲法31条に反しないことは最高裁判所の判例及びその趣旨に徴して明らかであるから抗告を棄却するとした事例(平成27年9月28日最高裁平成27年(シ)第533号)

【23】保釈取消し決定及び保釈保証金の全部を没取する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件。抗告は棄却された。(平成27年9月28日最高裁平成27年(シ)第532号)

【24】業務上横領嫌疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑訴法60条1項の解釈適用を誤った違法があるとされた事例(平成27年10月22日最高裁平成27年(シ)第597号)

【25】刑事確定訴訟記録法4条1項ただし書、刑訴法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務に支障のあるとき」には関連事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合が含まれる(平成27年10月27日最高裁平成27年(シ)第428号)

【26】「震災がれき」の受入れ等の反対活動をしていた被告人が、JR大阪駅付近で同駅副駅長に対し顔を近づけ大声を出して威圧したなどして業務を妨害した等の行為について威力業務妨害罪は成立しないと判断(平成26年7月4日大阪地裁平成24年(わ)第6191号、平成24年(わ)第6786号)

(公法)

【27】破産管財人の管理下に相当額の財産が存在した等の事情から、滞納者への第二次納税義務の納付告知が地方税法11条「滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合」においてされたものとはいえないとされた(平成27年11月6日最高裁平成26年(行ヒ)第71号)

【28】比例代表選出議員の各選挙区の定数と当該選挙区に含まれる小選挙区選出議員の選挙区の定数を比較した場合、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ない逆転現象が生じていることが合理的な対比とは言えず違憲でない等と判断した事例(平成27年11月19日最高裁平成27年(行ツ)第254号)

(社会法)

【29】市職員Xが同市職員Aらにセクハラ行為を繰返したとして市長がXを懲戒免職処分とし退職手当等の全部を支給し

ない旨の処分を行った。XはY市公平委員会に異議申立したが棄却されたため棄却決定を不服として提訴。原判決はXの請求を棄却し、本判決も控訴を棄却(平成26年12月24日福岡高裁平成26年(行コ)第8号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 大阪高決平成26年8月27日 判例時報2267号57頁

平成26年(ヲ)第595号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更(確定))

妻の給与収入360万円,夫の給与収入1311万円,妻が子二人(一人が私立学校の生徒であり学費年90万円,もう一人が公立小学校生6年生)を監護養育している事案において,いわゆる標準的算定方式(判例タイムズ1111号285頁)により試算された婚姻費用を,子の私立学校における学費等を考慮して加算修正するにつき,標準的算定方式による婚姻費用分担額が支払われる場合には双方が生活費の原資となし得る金額が同額になることに照らして,公立学校の標準的教育関係費を越える部分を両当事者で2分の1ずつ負担するのが相当であるとして加算額を算出した事例。

(2) 東京高判平成26年10月15日 判例時報2268号36頁

平成26年(ネ)第880号 建物取去土地明渡請求事件(控訴棄却(上告受理申立て))

宗教法人Xは,その所有する土地について,建物所有を目的とする賃貸借契約をYとの間で締結し,Yは土地上に建物を所有した。その後,Yは,A社(Yが約70%の株式を保有)に対して,本件建物を売却し,所有権移転登記手続きをしたところ(「本件譲渡」という。),Xより借地権の無断譲渡又は無断転貸を原因として本件契約を解除する旨の意思表示がなされた。

これに対し,Yは,錯誤を原因として抹消登記手続きをし,建物所有の原状復帰を行ったが,Xは,Yに対し,賃貸借契約は解除されたとして,所有権に基づく妨害排除請求として,本件建物の取去・本件土地の明渡し及び賃料相当損害金の支払を求めた。

本判決は,本件譲渡が背信行為と評価すべきでない特別の事情があるかについて,Yの本件譲渡は,Xの顧問弁護士がYの支配下にある会社の顧問弁護士でもあることから,Yに不利にならないように取り計らってくれると期待して既成事実を作出したものであり,この点において悪質と評価できるものの,本件土地建物の使用状況は,本件譲渡の前後を通じて実質的に変化はなく,Yは,Xに対し,本件譲渡後も本件契約に基づく賃料を滞りなく支払っているという事情があり,さらに,Xによる解除の意思表示の後に登記が抹消されており,背信的行為を行ってきた借入者が反省して旧に復する措置を講ずれば宥恕されることがあり得るとして,背信行為と評価すべきでない特段の事情があるとし,原判決(請求棄却)と同様に,Xの解除の主張を排斥し控訴を棄却した。

(3) 東京高判平成27年3月25日 金法2029号76頁

平成26年(ネ)第6051号 保証債務履行請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は,Y信用保証協会の保証付きの貸付に関し,X銀行がY信用保証協会に対し保証債務の履行を請求したところ,Y信用保証協会が,主債務者は反社会的勢力関連企業であり,保証契約は錯誤により無効であるなどと主張してX銀行の請求を争った事案である。原判決は,錯誤無効の主張を排斥してX銀行の請求を認容したところ,これを不服とするY信用保証協会が控訴した。

本判決は,X銀行及びY信用保証協会はいずれも本件保証契約締結当時,X銀行の融資を受け,Y信用保証協会がその債務を保証する者が反社会的勢力関連企業であるか否かについて関心を有しており,反社会的勢力関連企業にはY信用保証協会の保証付融資をしてはならないとの共通の認識を有していたこと,また,そのような状況下で,本件融資においてはX銀行及びY信用保証協会いずれも主債務者が反社会的勢力関連企業でないとの共通の理解の下に本件保証契約を締結したことが認められ,もってY信用保証協会が本件保証契約締結時にその動機として,A社が反社会的勢力関連企業ではないことを黙示的に表示したことが認められると判示した。その上で,Y信用保証協会は,主債務者が反社会的勢力関連企業であることを知っていれば,本件保証契約を締結していなかったと認められ,反社会的勢力関連企業を主債務者とする保証契約を締結しないことは,本件保証契約が締結された当時の取引通念に照らしても相当であると認められるとして,本件保証契約は錯誤により無効であると判示した。

(4) 札幌高判平成27年3月26日 金法2028号72頁

平成26年(ネ)第79号,同第323号 不当利得返還等・求償金請求控訴事件,同附帯控訴事件(原判決一部取消・一部控訴棄却・附帯控訴棄却)

Xらは自動車販売会社であるA社から自動車を購入した者ないし連帯保証人であるが,同社との間の売買契約に基づく自動車購入代金等の資金を調達するため,Y1銀行と目的ローンである自動車ローン契約または連帯保証契約を締結し,保証会社Y2 Y4と保証委託契約または連帯保証契約を締結したが,A社の代表者が自殺し,A社が事実上の倒産状態に陥ったことから,購入した自動車の引渡し及び名義変更は行われなかった(但し,Xらの一部は名義貸しであった)。本件は,Xらが,Yらに対し,主位的に錯誤無効,債務不履行ないし共同不法行為に基づく既払金の返還または債務不存在の確認

等を、予備的に上記売買契約について生じた事由による抗弁の対抗により上記ローン契約または連帯保証契約等に基づく請求を拒絶できることの確認または既払金等の返還等をそれぞれ求めた事案である。原判決は、Xらの主目的請求を棄却したが、上記ローンが割賦販売法(平成20年法律第74号による改正前のもの)2条3項2号の「割賦購入あつせん」に該当するとした上、名義貸しをした一部の者らを除き、上記売買契約について生じた錯誤無効及び同時履行の抗弁について同法30条の4第1項に基づく抗弁権の接続の主張を認め、予備的請求を認容したところ、これを不服とするYらが控訴をした。なお、Xらの一部が、附帯控訴をし、原審における既払金返還に係る請求を拡張した。また、Y2はXらの一部に対し、上記保証委託契約に基づき保証債務を履行したとして求償金の支払いを求めたが、原判決は名義貸しをした一部の者に対する請求を認容したが、その余の者に対する請求を棄却したところ、これを不服として、敗訴したXらの一部及びY2がともに控訴した。

本判決は、目的ローンである自動車ローン契約が割賦購入あつせんに該当するか否かは、販売契約と信用供与業者である銀行による信用供与契約との間に密接な牽連関係があったか否かによるところ、上記密接な牽連関係があるというためには、信用供与業者と販売業者との間に、加盟店契約等の契約関係の存在が認められるか、これに類似する経済的に密接な関係が必要であると解されるとの見解を示したうえ、本件において、銀行と販売業者との間にパンフレット及び事前審査申込書が銀行からあらかじめ販売業者に交付されるなどしており、これに基づいて販売業者が銀行に対して継続的に自動車の購入希望者を紹介していたなどの関係があったことは認められるが、このことをもって銀行と販売業者との間に加盟店契約等の契約関係に類似する経済的に密接な関係があり、売買契約と消費貸借契約との間に密接な牽連関係があったとは認められず、自動車ローン契約が、特定の販売業者が行う購入者への指定商品の販売を条件とする割賦購入あつせんに該当するとは認められない、と認定ないし評価して、割賦販売法30条の4第1項の適用による抗弁権の接続を否定し、原判決のうちYらの敗訴部分を取り消し、同部分についてXらの請求をいずれも棄却するなどした。

(5)名古屋高判平成27年5月14日 判例時報2268号45頁

平成26年(ネ)第392号・601号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(取消(上告・上告受理申立て))

ビルの5階の賃借人からトイレ配管の詰まりを解消する作業を請負ったY社従業員の行った高圧洗浄作業により、4階で営業していたXの店舗の天井から全面的に漏水する事故が発生したとして、損害賠償を請求した事案。なお、原判決では、高圧洗浄作業により漏出した水量に関するY社従業員の証言の信用性を否定し、高圧洗浄作業を漫然と続けた結果、床下配管の開口部の蓋が外れ、漏水事故が発生したとし、改装工事費1000万円(及び弁護士費用)が損害として認定され、休業損害は損害の立証が十分でないとして否定されていた。

本判決は、5階の床下配管の開口部の蓋が外れており、これが高圧洗浄作業により外れたか否かについて、本判決は、汚物の量や作業の経緯からすれば、事故前から外れていた可能性が否定できず、高圧洗浄機から噴出された水のうち、漏出した水量は200リットル弱程度と認められ、かつ、その多くはスラブ等に吸収されたと考えられるから、4階天井から30分以上したたり落ちるほどの漏水が起きるとは考え難いとして、高圧洗浄作業により漏水事故が起きるほどの相当大量の水が漏出したとは認められないとして、Yの損害賠償責任を否定し、原判決を取消、Xの請求を棄却した。

(6)東京地判平成25年6月27日 判例タイムズ1416号219頁

平成24年(ワ)第19643号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

技術者派遣等を目的とする会社(原告)が、同業会社(被告)が原告の取引先等に対し、被告から原告への転職者の氏名を明示するなどの方法により被告従業員の引き抜き行為や情報漏洩行為等が疑われる事案があったとして調査協力を依頼する書面を送付したり、被告代理人弁護士をして受任事件の相手方を原告とする被告元従業員の引き抜き事件について弁護士会照会を行ったり、被告ウェブページ内のIR情報欄等に原告に対する引き抜き行為について訴訟提起をしたことを掲載したりしたことにつき、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、取引先との業務妨害による逸失利益等の支払を求めた事案について、本判決は、本件では、被告の技術系従業員のうち退職してさほどの月日を置かず原告に就職した者が32人いたところ、いずれも被告在職中、被告の元取締役が原告への転職に便宜を図ったり、被告の元従業員が虚偽の事実を述べて被告と取引先との取引を取りやめさせたりしたとの事実を認定した上、このような元取締役に被告に対する忠実義務違反が成立し、元従業員には違法な業務妨害があったとし、これらの元取締役等がその後原告に入社していることからすれば、これらの行為について原告による何らかの関与の可能性を被告が疑ったのには相当な理由があるとし、被告の行為はいずれも違法ではないとして原告の請求を棄却した。

(7)東京地判平成26年5月23日 判例タイムズ1416号165頁

平成23年(ワ)第41608号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

原告らが、商業ビルを建築するために被告から本件土地を購入したところ、本件土地には、その隣接地上にある建物及び同建物に設置された広告塔の照明等がそれぞれ越境しているという瑕疵が存在し、その結果、金融機関

から同ビルの建築資金の融資を受けられずに同ビルの完成が遅延し、遅延した期間の賃料収入を逸失し、また、本件土地の市場価格が下落し、本件隣接地所有者との間の訴訟等のために弁護士費用を負担せざるを得なくなったとして、被告に対し損害賠償を求めた事案において、本判決は、原告ら又はその代理人は、本件土地の売買契約に先立ち、本件土地の現況を見ていたのであるから、本件隣接地地上建物及び本件照明灯の存在を知っており(原告らが上記契約締結時にこれらの越境を認識していなかったのは、本件隣接地地上建物及び本件照明灯の存在を認識していなかったからではなく、本件土地と本件隣接地との境界の正確な位置を認識していなかったからにすぎない。)、その際、境界の正確な位置を確認していれば、本件隣接地地上建物及び本件照明灯が本件土地に越境していることを容易に知ることができたとして、これらは本件土地の隠れた瑕疵に当たらないと判断した。

(8)東京地判平成27年2月16日 判例時報2267号67頁

平成26年(ワ)第16514号 玄関扉外部改修工事協力義務確認等請求事件(一部認容,一部棄却)

マンションの管理組合(権利能力なき社団)が共用部分の改修工事(本件工事)を実施するに当たり、本件工事には区分所有者が玄関扉を開け、取っ手を外し、シートを巻き、約2時間立ち会うという協力が不可欠であったところ、当該区分所有者が本件工事实施への協力を拒否したため、建物の区分所有権に関する法律46条又は57条に基づき本件工事の協力義務の確認、本件工事の妨害禁止等、規約に基づき訴訟提起に係る弁護士費用の支払を請求した事案において、区分所有者に協力義務があることが確認され、工事妨害の禁止が命じられるとともに、訴訟提起のための弁護士費用の負担(但し、一部の請求棄却があるので、弁護士費用も請求額からは減額)も命じられた事例。

(9)名古屋地判平成27年2月17日 金法2028号89頁

平成23年(ワ)第2833号 否認権行使請求事件(請求棄却)

本件は、破産会社Aがクレジット会社Yの所有権留保付きで軽自動車を購入しており、その後支払不能となっていたところ、Y社がA社の破産手続開始決定が出される前に、A社から当該軽自動車の引渡しを受けて売却し、A社に対する割賦金等債権に充当したことについて、A社の破産手続における破産管財人であるXが、上記引渡行為及び上記充当行為が偏頗弁済行為に該当するとして、破産法162条1項1号に基づく否認を主張し、Y社に対し、上記充当行為に基づくY社の受領額について価額償還請求を行う事案である。

本判決は、占有改定の合意があった否かについては単に契約書の条項にその旨の明示の規定が定められていたか否かではなく、当該契約書の条項全体及び当該契約を行った当時の状況等を当事者の達成しようとする目的に照らして総合的に考察して判断すべきものであるとの見解を示した上で、本件契約条項では、(1)契約の効力発生と同時に本件軽自動車の所有権がYに移転すること、(2)A社は、Yが本件軽自動車の所有権を留保している間は、本件軽自動車の使用・保管につき、善管注意義務を負い、Yの承諾のない限り、転売、貸与、入質等の担保供与、改造、毀損等が一切禁止されること、(3)A社は、割賦払金の支払いを怠っているときは、Yからの催告がなくても直ちに本件軽自動車をYに引き渡すなどすることとされていることに照らせば、A社の占有は、本件契約の効力発生時点において当然に他主占有となる上、所有権者であるYのために善管注意義務をもって本件軽自動車を占有し、転売や貸与、改造等も禁止されるなど、明らかに占有改定による占有の発生を基礎づける外形的事実が存在しているというべきであるから、本件契約において、A社による本件軽自動車の占有は占有改定によるYの占有に当たると認められ、Yは本件軽自動車につき所有権留保をXに対抗できるというべきであるとして、Xの請求を棄却した。

(10)東京地判平成27年4月20日 判例時報2266号86頁

平成25年(ワ)7667号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

Y株式会社は、自社が発行する経済週刊誌の大学全比較と題する特集において、財務力で見ると危ない大学と題する記事を掲載したが、Yが各大学に行ったアンケートに対する回答文書の中のXの負債に関する記載を担当記者が誤読したためXにつき誤った評価がされた。Yは発売後、Xの指摘を受け、謝罪する等し、前記週刊誌の別号に訂正と謝罪を掲載した。Xは自ら従前予定していた新聞広告の記事の一部に割り込ませる形で訂正記事を掲載したが、Yに対し、名誉・信用毀損を主張し、1億1871万円余り(新聞訂正記事掲載料、弁護士費用等の他、無形損害として1億円)の損害賠償を請求した。

本判決は、Xの名誉・信用毀損を肯定した上で、Xが新聞に訂正記事を掲載したことは相当な措置であったとし、Xが負担した掲載費用234万円余りのうち200万円については相当因果関係のある損害であるとし、弁護士費用20万円と合わせて220万円を認容したが、無形の損害については新聞に訂正記事を掲載したことによって回復されるものと評価でき、その余の損害は認められなかった。

(11)東京地判平成27年4月24日 判例時報2267号63頁

平成25年(ワ)第29202号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却)

人通りの多い京王井の頭線吉祥寺駅の構内において,被告がキャリアバックを曳いて通行していたところ,すれ違った原告(事故当時88歳の男性)の足に接触し,原告が転倒し,骨折等の傷害を負い,入通院した(本件事故)として,不法行為に基づく損害賠償請求(請求額168万495円)がなされた事案において,事故原因が争われるとともに,キャリアバックを曳いている歩行者の他の歩行者に対する注意義務が問題となったところ,裁判所が,本件事故が同接触によって躓いて生じたものと認定した上で,歩行者が駅構内のような人通りの多い場所でキャリアバックを使用する場合には,曳いているキャリアバックが他の歩行者の歩行を妨げたり,それに躓いて転倒させることがないように注意すべき義務を負うと解される,と判示して,被告の注意義務違反を認め,不法行為責任を認めたが,原告にも一定の過失を認め,原告の過失割合を25%と認めて過失相殺をし,保険金15万円の損益相殺と弁護士費用10万円加算をし,103万7871円とこれに対する遅延損害金の請求を一部認容した事例。

(12)さいたま家審平成26年6月30日 判例時報2266号101頁 判夕1416号391頁

平成25年(家)第30359号 祭祀承継者指定申立事件(認容(確定))

被相続人は,昭和54年に夫が死亡したため,仏壇を購入し位牌を安置し,霊園の永代使用権を取得して墓石を建立した。被相続人には長男(相手方)と二男(申立人)がおり,相手方は昭和44年に婚姻し実家を離れたが申立人は昭和56年に婚姻した後も被相続人と同居し被相続人が主宰する法事等を補助した。申立人が平成21年に自宅を立て替えるため,工事期間の一時期被相続人を相手方に預けたが,その後,被相続人を迎えに行ったところ相手方は拒否したため被相続人は相手方のもとで暮らし,平成23年死亡した。相手方は被相続人が危篤となった際も死亡した際も申立人や親戚に知らせず,霊園の使用者を相手方に変更し,被相続人を密葬するなどした。申立人が相手方は祭祀開催能力が欠如しているなどとして申立人を祭祀財産の承継者と定めるよう求めたのが本件である。

本件審判は,被相続人の指定も従うべき慣習もない場合に家庭裁判所が祭祀財産の承継者を決めるにあたっては「被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係,被相続人の意思,祭祀承継の意思及び能力など,その他一切の事情を斟酌して決定する」とし,本件は,申立人が長年,被相続人と同居し法事等を補助するなどしていたことから被相続人も承継者を申立人と考えていたと思われることや相手方は被相続人の死亡等の事実を申立人等に知らせず密葬したことは祭祀を主宰していくに相応しい行為ではなかったこと等から申立人を承継者と定めることが相当であると判断した。

(13)大阪家審平成26年7月18日 判例タイムズ1416号385頁

平成26年(家)第1349号 婚姻費用減額請求申立事件(一部認容,確定)

夫Aが別居中の妻Bに対し,平成21年に審判で定められた婚姻費用分担義務の免除を求めた事案において,本審判は,失業によりAの収入が減少したことを理由に,相当程度の事情の変更があるとして,婚姻費用減額の必要性があると認めたとうえで,25歳になった子Dについて,Dが疾病を有していることを考慮しても,Dに稼働能力がないとまでは認められないこと,成年に達した子については基本的には自助の原則が妥当すると解され,Dの扶養義務を誰がどの程度負担するかは,親族間の扶養義務として検討・考慮されるべき問題であり夫婦間の扶養義務に基づく婚姻費用分担の一部としてDの扶養を考慮するのは相当ではないとし,更に,Aが同居人Eとの間の子Fを認知した点について,Fの存在を無視したまま婚姻費用分担義務を定めることはFの福祉の観点から相当でないとし,これらについても事情変更の理由として考慮し,婚姻費用について毎月金9万円から金6万円に減額することを認めた。

【知的財産】

(14)最三判平成27年11月17日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第356号 審決取消請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/467/085467_hanrei.pdf

特許権者(被上告人)の延長登録出願に対する拒絶査定不服審判の請求を不成立とした特許庁の審決の取り消しを求める事案である。原審は,本件審決は違法であるとして取り消した。本件は,これに対する上告審である。

特許権の存続期間の延長登録出願の理由となった旧薬事法の規定による医薬品の製造販売の承認に先行して,同一の特許発明につき同法の規定による医薬品の製造販売の承認(先行処分)がされている場合において,先行処分の存在により延長登録出願に係る特許発明の実施に出願理由処分を受けることが必要であったとは認められないと言えるか(特許法67条の3第1項1号該当性)が争われている事案において,「出願理由処分と先行処分がされている場合において,延長登録出願に係る特許発明の種類や対象に照らして,医薬品としての実質的同一性に直接関することとなる審査事項について両処分を比較した結果,先行処分の対象となった医薬品の製造販売が,出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含すると認められるときは,延長登録出願に係る特許発明の実施に出願理由処

分を受けることが必要であったとは認められないと解するのが相当である。」との判示の下、本件においては、先行処分時には不可能であった製造販売が初めて可能になった等の事情があるとして、先行する承認に係る製造販売が、出願理由となった承認に係る製造販売を包含するとは認められないとされた。そして、本件特許権についての延長登録出願にかかる特許発明の実施に本件処分(医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認)を受けることが必要であったとは認められないという、本件審決を違法であるとした原審の判断は正当として是認することができると判示した。

(15)知財高判平成27年11月10日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10049号 著作権侵害差止等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成26年(ワ)第21237号)(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/085456_hanrei.pdf

控訴人が、被控訴人による被控訴人キャッチフレーズ(「ある日突然、英語が口から飛び出した!」等)の複製、公衆送信及び複製物の頒布は、控訴人キャッチフレーズ(「ある日突然、英語が口から飛び出した!」等)の複製権(著作権法21条)及び公衆送信権(著作権法23条)を侵害又は不正競争を構成すると主張して、著作権112条1項及び不正競争防止法3条1項に基づき、被控訴人に対し、被控訴人キャッチフレーズの複製、公衆送信、複製物の頒布の差止めを求めるとともに、不法行為(著作権侵害行為、不正競争行為又は一般不法行為)に基づく損害賠償金の支払を求める事案で、控訴人の請求を棄却した原判決に対する控訴審。

著作権法や不正競争防止法は、著作行為や営業行為には労力や費用を要することを前提としつつ、あえてその行為及び成果物のすべてを保護対象とはしておらず、原告キャッチフレーズが、単なるキャッチフレーズを超えて、原告の営業を表示するものとして需要者の間に広く認識され、商品等表示としての自他識別機能ないし出所表示機能を獲得するに至っているとは認められない。キャッチフレーズのような宣伝広告文言の著作物性の判断においては、個性の有無を問題にするとしても、他の表現の選択肢がそれほど多くなく、個性が表れる余地が小さい場合には、創作性が否定される場合があるというべきである。控訴人商品は、リスニングを中心にすえた英会話教材中、集中して聞き入るという方法ではなく、聞き流す方法を採用した教材であり、控訴人キャッチフレーズは、控訴人商品を英会話教材として利用した場合に、自然に流暢に英語を話すことができるようになるという効果があることを謳ったものであるが、その使用方法や効果自体は、事実であるし、消費者に印象を与えるための五七調風の語調の利用や、商品を主語とした表現の採用自体は、アイデアにすぎないから、控訴人キャッチフレーズに著作物性が認められないとした原判決の判断に誤りはないというべきである、として本件控訴は棄却された。

(16)東京地判平成27年10月29日 裁判所HP

平成27年(ワ)第1025号 特許権侵害差止請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/436/085436_hanrei.pdf

「エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるノンアルコールのビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.56/100ml以下である、前記飲料」(本件発明)について特許権(本件特許)を有する原告(サントリー株式会社)が、被告(アサヒビール株式会社)製品(ダブルゼロ)の製造等の差止め等を求めたが、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであって原告は本件特許権を行使することができないとして、請求が棄却された事案。

(1)オールフリーは、本件特許の優先日前に原告が販売を開始したものであり、その成分等を分析することが格別困難であるとはうかがわれないから、オールフリーに係る発明(公然実施発明1)は、日本国内において公然実施された発明にあたる。

本件発明と公然実施発明1は、エキス分の総量につき、本件発明が0.5重量%以上2.0重量%以下であるのに対し、公然実施発明が0.39重量%である点で相違し、その余の点で一致する。

(ア)公然実施発明1は、本件特許の優先日当時、我が国におけるノンアルコールのビールテイスト飲料の中で販売金額が最も大きかったが、その一方で、消費者から、コク(飲み応え)がない、物足りない、味が薄いといった評価を受けていた。

(イ)ノンアルコールのビールテイスト飲料については、本件特許の優先日以前から、濃厚感、旨味感、モルト感、ボリューム感やコク感を欠くという問題点が指摘されており、これらを解消して飲み応えを向上させるため、穀物の摩砕物にプロテアーゼ処理を施して得られる風味付与剤、麦芽溶液を抽出して得られる香味改善剤又は香料組成物、植物性タンパク分解物や麦芽抽出物、麦芽エキス、清酒由来のエキスを用いる風味向上剤、茶葉の水又はエタノール抽出物といった添加物を用いる技術が周知となっていた。

(ウ)本件明細書におけるエキス分の総量とは、アルコール度数が0.005%未満の飲料の場合、脱ガスしたサンプルをビール酒造組合国際技術委員会(BOCJ)が定めるビール分析法に従って測定したエキス値(重量%)をいうが、上記(イ)の風味付与剤等はいずれもこの方法の測定対象となるエキス分に当たる。

上記事実関係によれば、公然実施発明1に接した当業者において飲み応えが乏しいとの問題があると認識することが明

らかであり、これを改善するための手段として、エキス分の添加という方法を採用することは容易であったと認められる。そして、その添加によりエキス分の総量は当然に増加するところ、公然実施発明1の0.39重量%を0.5重量%以上とすることが困難であるとはうかがわれない。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。

以上によれば、本件発明は公然実施発明1に基づいて容易に想到することができたから、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められる(特許法123条1項2号)。

(2) ダブルゼロは、本件特許の優先日前に被告が販売を開始したものであり、その成分等を分析することが格別困難であるとはうかがわれないから、ダブルゼロに係る発明(公然実施発明2)は、日本国内において公然実施をされた発明に当たる。

本件発明と公然実施発明2は、糖質の含量につき、本件発明が0.5g/100ml以下であるのに対し、公然実施発明2が0.9g/100mlである点で相違し、その余の点で一致する。

本件特許の優先日当時、健康志向の高まりを受けて、ノンアルコールのビールテイスト飲料の分野では「糖質ゼロ」の表示のある商品が消費者から支持されていたこと、栄養表示基準においては、糖質を100ml当たり0.5g未満とすれば糖質を含まない旨の表示をすることができることが認められる。

上記事実関係によれば、公然実施発明2に接した当業者においては、糖分の含量を100ml当たり0.5g未満に減少させることに強い動機付けがあったことが明らかであり、また、糖質の含量を減少させることは容易であるということが出来る。そうすると、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得る事項であると解すべきである。

以上によれば、本件発明は公然実施発明2に基づいて容易に想到することができたらか、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。

(17)東京地判平成27年10月30日 裁判所HP

平成25年(ワ)第32394号 特許を受ける権利帰属確認請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/459/085459_hanrei.pdf

研究開発のコンサルティング等を提供する原告が、「コエンザイムQ(補酵素Q)の新規用途、市場開発」に関する助言等に関してアドバイザリー契約を締結した被告との間において、本件発明について特許を受ける権利を有することの確認を求めたが、原告は本件発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したとはいえないとして、請求が棄却された事案。

(1)従来技術には見られない本件発明特有の課題解決手段を基礎付ける要素は、(a)補酵素Qを母豚に投与する方法を採用したことのほか、(b)これにより現実に豚の分娩成績の改善又は出生以降の子豚の成長・生産性を向上させるという効果を挙げ得ることを具体的に見いだしたことにある。

(2)原告は、平成21年1月から同年2月にかけて、被告に対し、ウサギ実験に関するデータを紹介するなどして、母豚を対象に補酵素Q10を含有する飼料を投与し、新生児の健康改善(死亡率低減)効果を検証する試験の実施を提案している。

しかしながら、母豚を対象に補酵素Q10を投与することにより繁殖成績の改善や生産性向上等の効果を期待できることは、原告による被告への提案に先立ち、既に被告において検討されており、原告の仮説も、原告が被告に同提案をした時点で、母豚の妊娠初期と妊娠後期に母豚にかかる酸化ストレスが高いこと、補酵素Q10が胎児に抗酸化効果をもたらすこと、補酵素Q10が哺乳動物において母体から胎児に移行すること、補酵素Q10が、ビタミンEに比して、生体内の酸化ストレスを低減する効果を有することがいずれも公然と知られていたことからすれば、原告の提案自体が、従来技術に見られない格別に創作的な技術的思想であると評価することは困難である。

したがって、(a)補酵素Qを母豚に投与する方法を採用したことについて、原告が創作的に寄与したとはいえない。

(3)原告は、おおやファームでの評価試験の実施について、補酵素Q10の投与量及び投与時期を絞ることが望ましいこと、試験期間中の一定時期に、飼料を全面的に切り替えることなどを提案し、結果として、これらの多くは、おおやファームでの評価試験の試験計画の概要と大筋において一致しているといえる。

しかしながら、そのことをもって評価試験の実施につきその内容の策定や結果を獲得する過程に具体的かつ実効的な貢献をしたとは評価し難い。

したがって、(b)補酵素Qを母豚に投与することにより現実に豚の分娩成績の改善又は出生以降の子豚の成長・生産性を向上させるという効果を挙げ得ることを具体的に見いだしたことについても、原告が創作的に寄与したとはいえない。

(4)以上によれば、原告は、本件発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したとはいえないから、本件発明を単独で発明した者とも、被告の従業員らと共同して発明した者であるとも認められない。

(18)東京地判平成27年11月5日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10037号 商標権侵害行為差止等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成25年(ワ)第12646号)(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/438/085438_hanrei.pdf

「入浴施設の提供」を指定役務とする商標権(原告商標権)を有する被控訴人が、控訴人の運営する入浴施設(被告施設)において使用される標章(被告標章「湯～トピアかなみ」)が原告商標権に係る登録商標(原告商標「ラドン健康パレス/湯～とぴあ」)に類似し、その使用が原告商標権を侵害すると主張して、控訴人に対して、商標法36条1項に基づき、被告施設の外壁・掲示物、送迎用車両、ウェブサイト及び広告物等への被告標章の使用の差止め等を求めた事案で、原判決は、被告標章は、原告商標に類似するから、控訴人が被告施設について被告標章を使用する行為は、原告商標権を侵害するものとみなされる(商標法37条1号)などとして、被控訴人の請求を認容したことを不服とする控訴審。

原告商標の上段部分の「ラドン健康パレス」及び下段部分の「湯～とぴあ」の各部分は、指定役務との関係では、いずれも出所識別力が弱いものであって、両者が結合することによってはじめて、「ラドンを用いた健康によい温泉施設であって、理想的で快適な入浴施設」であることが明確になるものであるから、原告商標における「ラドン健康パレス」と「湯～とぴあ」は不可分一体として理解されるべきものであり、原告商標については、上段部分の「ラドン健康パレス」と下段部分の「湯～とぴあ」の部分を分離観察せずに、全体として一体的に観察して、被告標章との類否を判断するのが相当である。一方、被告標章の上段部分のうち、「湯～トピア」及び「かなみ」の各部分は、同様の字体で、1行でまとまりよく記載されている上に、いずれも出所識別力が弱いものであって、両者が結合することによってはじめて、「函南町にある、理想的で快適な入浴施設」であることが明確になるものであるから、被告標章における「湯～トピア」と「かなみ」は不可分一体として理解されるべきものであり、被告標章の上段部分のうち、「湯～トピア」の部分だけを抽出して、原告商標と比較して類否を判断することは相当ではなく、被告標章のうち、上段部分の、「湯～トピア」と「かなみ」の部分を分離観察せずに、一体的に観察して、原告商標との類否を判断するのが相当である。そうすると、被告標章は、原告商標に類似しないから、控訴人が被告施設について被告標章を使用する行為は、原告商標権を侵害するものではない、として、原判決中控訴人の敗訴部分を取り消した。

【民事手続】

(19)最三判平成27年10月27日 最高裁HP

平成25年(受)第2415号 配当異議事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/085405_hanrei.pdf

(裁判要旨)

配当表記載の根抵当権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたためにその配当額に相当する金銭が供託され、その後、当該根抵当権者が上記訴えに係る訴訟において勝訴したことにより、当該根抵当権者に対し上記配当表記載のとおり配当がされる場合には、当該供託金は、その支払委託(民事執行法188条、92条1項、民事執行規則173条1項、61条、供託規則30条1項)がされた時点における被担保債権に法定充当がされる

(理由)

上告人は、供託金は、配当期日における配当表記載の利息、損害金、及び元金に法定充当されるのであって、配当期日後に生じた遅延損害金には充当されないと主張したが、裁判所は以下のように述べて、上告を棄却した。

担保不動産競売の手続における根抵当権者に対する配当は、根抵当権の優先弁済権を実現して被担保債権を満足させるものであるから、配当によって消滅するのは、配当の時点において実体法上存在する被担保債権であるというべきである。そして、担保不動産競売の手続における配当金が被担保債権の全てを消滅させるに足りない場合には、その配当金は法定充当がされる(最高裁昭和62年(オ)第893号同年12月18日第二小法廷判決・民集41巻8号1592頁、最高裁平成6年(オ)第2122号同9年1月20日第二小法廷判決・民集51巻1号1頁参照)、配当表記載の根抵当権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたためにその配当額に相当する金銭が供託され、その後、当該根抵当権者が上記訴えに係る訴訟において勝訴したことにより、当該根抵当権者に対し上記配当表記載のとおり配当がされる場合には、その配当の実施は、供託金の支払委託によって行われる(民事執行法188条、92条1項、民事執行規則173条1項、61条、供託規則30条1項)。そうすると、上記の場合には、当該供託金は、その支払委託がされた時点における被担保債権に法定充当がされるものと解するのが相当である。

(20)東京地判平成27年3月4日 判例時報2268号61頁

平成26年(ワ)第10717号 債務不存在確認請求事件(認容(確定))

Xは、A(平成25年9月20日破産手続開始決定)に対し、登録制度のない動産であるブルドーザー及び自走式破碎機(以下「本件各機械」という。)を所有権留保特約付きで割賦販売したが(以下「本件各契約」という。),Aが不渡りを出したとの情報を受け、同年9月4日に本件各機械を引き上げ(以下「本件引上げ」という。),同年12月27日にこれらを換価処分した。本件は、Aの破産管財人であるYが、Xに対し、上記換価処分に係る3359万9160円(以下「本件処分代金」という。)は破産財団に帰属する旨主張したため、XがYに対し、Yが本件処分代金に係る支払請求権を有していないことの確認を求めたものである。

Xは、Aの破産手続開始前の本件引上げによって担保権実行が完了したと主張し、また、仮に、本件引上げによって担保権実行が完了していないとしても、本件換価処分は、別除権の行使であると主張した。

本判決は、**について**、本件引き上げの際に、破産者Aに対し、清算義務の不存在を通知した事実が認められず、破産手続開始の時点では担保権の実行は完了していないと判断し、**について**、本件各契約の所有権留保特約は、本件各契約の代金を担保するための担保権を取得する趣旨で約されたものであると解し、破産手続上、別除権に当たることを前提に、特定の担保権者が破産者に対し別除権を行使する場合には、別除権者と、個別の権利行使が禁止される一般債権者との間の衡平を図るべく、破産手続開始の時点で当該担保権につき対抗要件を具備していることを要するとし、本件各契約において、Aは使用貸借契約に基づき本件各機械を占有し、本件各機械について善管注意義務を負う等の条項が定められていること、本件各機械と同様の登録制度のない建設機械の割賦販売における実態として、登録制度に代わる譲渡証明書の制度も普及し、Xも、本件各機械の販売者を第一譲渡人、Xを第一譲受人とする譲渡証明書を取得した上、買主である破産者Aが代金を完済した後、買主の名称を第二譲受人として連記した譲渡証明書を買主に対して交付することを予定していた中で、本件各機械には、所有権留保のステッカーが貼られて、Aの下に存する他の物件と混同することのないように管理されていたこと等から、本件各契約に基づきAが本件各機械の引渡しを受けた時点で、Xは、占有改定による引渡しを受けたものと認定し、対抗要件の具備を認めた。

【刑事法】

(21)最三決平成27年9月8日 最高裁HP

平成27年(シ)第483号 拘置所職員のした処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/085407_hanrei.pdf

(要旨)

弁護人からの飲食物差入れ拒否及び弁護人への宅下げ禁止のような拘置所職員のした処分と刑訴法430条1項又は2項の準抗告の許否(消極)

(判旨)

拘置所職員のした処分(弁護人からの飲食物差入れ拒否及び弁護人への宅下げ禁止)に対して、刑訴法430条1項又は2項の準抗告を申し立てることはできないとした原判断は正当であることなどから、各抗告を棄却する。

(22)最二決平成27年9月28日 最高裁HP

平成27年(シ)第533号 保釈取消し決定及び保釈保証金の全部を没取する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/409/085409_hanrei.pdf

(要旨)

あらかじめ告知・弁解等の機会を与えずになされた保釈取消し決定及び保釈保証金没取決定と憲法31条

(判旨)

被告人に弁明や説明の機会を与えないまま保釈を取り消し、保釈保証金の全部を没取した原々決定及びこれを是認した原決定が憲法31条に反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和42年(シ)第7号同43年6月12日大法廷決定・刑集22巻6号462頁)及びその趣旨に徴して明らかであるから、抗告を棄却する。

(23)最二決平成27年9月28日 最高裁HP

平成27年(シ)第532号 保釈取消し決定及び保釈保証金の全部を没取する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/408/085408_hanrei.pdf

平成27年(シ)第533号と同旨

(24)最二決平成27年10月22日 最高裁HP

平成27年(シ)第597号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(原決定取消,準抗告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/401/085401_hanrei.pdf

(要旨)

業務上横領被疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑訴法60条1項の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(事案)

被疑者(Aの成年後見人)が,平成20年11月Aの貯金の口座から現金300万円を払い戻し,同日,これをBに対し,ほしのままに貸付横領した事実において,原々審は勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し,原決定は,(1)被害者が成年被後見人であって現在死亡していることや被害額,被疑者の供述内容等に照らすと,被疑者が,本件の罪体等に関し,関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由が認められ,被疑者の身上関係等を併せ考慮すると,被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由も認められる,(2)家庭裁判所からの告発が平成23年になされ,捜査が相当遅延しているものの,公訴時効の完成が迫り,起訴不起訴を決する最終段階に至っていることからすると,勾留の必要性がないとまではいえない旨説示し,原々審の裁判を取り消した。

(判旨)

本件は,平成20年11月の事件であり,平成23年6月に家庭裁判所から大阪府警察本部に告発がされ,長期間にわたり身柄拘束のないまま捜査が続けられていること,公訴時効の完成が迫っていたにもかかわらず,被疑者は警察からの任意の出頭要請に応じるなどしていたこと,被疑者の身上関係等からすると,罪証隠滅・逃亡の現実的可能性の程度が高いとはいえないから,勾留の必要性を認めなかった原々審の判断が不合理であるとしてこれを覆すに足りる理由があるとはいえず,原決定の結論を是認することはできない。

よって,原決定を取り消し,更に裁判すると勾留請求を却下した原々審の裁判に誤りがあるとはいえないから,原決定を取り消し,本件準抗告を棄却する。

(25)最二決平成27年10月27日 最高裁HP

平成27年(シ)第428号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/417/085417_hanrei.pdf

(要旨)

刑事確定訴訟記録法4条1項ただし書,刑訴法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務に支障のあるとき」には関連事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合が含まれる。

(判旨)

憲法21条,82条は刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものでないから刑事確定訴訟記録法(以下「法」という。)4条1項ただし書,刑訴法53条1項ただし書は憲法21条,82条に反するものでなく,刑訴法433条の抗告理由はないから抗告は棄却する。

なお,法4条1項ただし書,刑訴法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務に支障のあるとき」には,保管記録を請求者に閲覧させることによって,その保管記録に係る事件と関連する他の事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合が含まれるとする原決定の解釈は,正当である。

(26)大阪地判平成26年7月4日 判例タイムズ1416号380頁

平成24年(わ)第6191号,平成24年(わ)第6786号威力業務妨害被告事件(一部無罪,控訴)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/394/084394_hanrei.pdf

原発や市によるいわゆる「震災がれき」の受入れ等に反対していた被告人が,JR大阪駅付近で,無許可でビラを配布する者やブラカードを掲げるなどして駅構内に立ち入ろうとする者を制止するなどの業務に従事していた同駅副駅長に対し,顔を近づけ,大声を出して威圧しながら執拗に付きまとうなどして業務を妨害した等の行為について,本判決は,現場が白昼のJR大阪駅前であったこと,ビラ配布を制止する業務に従事していた者が約20名であり,近くには複数の警察官もいたこと,副駅長は同業務の統率者の立場にあったことなどの事実関係の下では,被告人の行為が副駅長に心理的な威圧感を与え,円滑な業務遂行を困難にするものとはいえないとして威力業務妨害罪は成立しないと判断した。

【公法】

(27) 最二判平成27年11月6日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第71号 第二次納税義務告知処分取消等請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/444/085444_hanrei.pdf

地方税法11条の8の意義について、本来の納税義務者からの徴収不足額につき補充的に課される義務であることに照らすと、同条にいう「滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、「第二次納税義務に係る納付告知時の現況において、本来の納税義務者の財産で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。)により徴収することのできるものの価額が、同人に対する地方団体の徴収金の総額に満たないと客観的に認められる場合をいうものと解される。」としたうえで、本件においては、滞納者にかかる破産手続において破産管財人の管理下に相当額の財産が存在していた等の事情から、第二次納税義務の納付告知が同条にいう「滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合」においてされたものとはいえないとされた事例。

(28) 最一判平成27年11月19日 最高裁HP

平成27年(行ツ)第254号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/085485_hanrei.pdf

1. 平成26年12月14日に施行された衆議院議員総選挙のうち東京都選挙区及び南関東選挙区における比例代表選出議員の選挙について、比例代表選出議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めた公職選挙法13条2項及び別表第2の各規定が人口比例の原則に反し違憲であるとの主張が退けられた事例。

2. 同選挙における、比例代表選出議員の各選挙区の定数と当該選挙区に含まれる小選挙区選出議員の選挙区の定数を各合計数により比較した場合に、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ないいわゆる逆転現象が生じていることが、そもそも合理的な対比とは言えず違憲でないと判断された事例。

【社会法】

(29) 福岡高判平成26年12月24日 判例時報2266号36頁

平成26年(行コ)第8号 退職手当支給制限処分取消、懲戒免職処分取消請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、Y市長が同市職員Xが同市職員Aその他に対し執拗にセクハラ行為などを繰り返したとして、Xを地方公務員法29条に基づき懲戒免職処分、また、一般の退職手当等の全部を支給しない旨の処分を行ったところ、XはY市公平委員会にそれぞれ異議申立をしたがいずれの申立も棄却された。そこでXは棄却決定を不服として出訴した。

原判決は、最三判昭和52年12月20日を引用し本件懲戒免職処分が「社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱するものとはいえない」としてXの請求を棄却し、退職手当支給制限処分についても本件懲戒免職処分の理由に照らせば相当であるとして棄却した。本判決も原判決と同様に最判を引用し控訴を棄却した。なお、Xは本件に関してAを被告とする別件訴訟(AがXによりセクハラ行為を受けた旨を自身のブログに掲載したため、名誉毀損であるとしてXがAに損害賠償請求を提起した)を提起し、これに対しAは反訴した。その結果、Aの行為はXの名誉を毀損するものと評価しつつも違法性がないとしてXの請求を棄却し、Xのセクハラ行為が不法行為に該当するとしてAによる損害賠償請求を認容する旨の判決(別件訴訟であるため請求額の記載はないが、認容額は50万円)が出されたという経緯がある。

【紹介済判例】

最一判平成25年3月21日 判例タイムズ1416号51頁

平成23年(行ツ)第406号 損害賠償等請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/089/083089_hanrei.pdf

法務速報144号29番で紹介済

東京地判平成25年4月23日 判例タイムズ1416号334頁

平成23年(ワ)第38793号 保証債務履行請求事件(第1事件)(請求棄却、控訴(後控訴棄却、上告、上告受理申立))

法務速報148号5番で紹介済

東京地判平成25年4月24日 判例タイムズ1416号334頁

平成23年(ワ)第28762号 保証債務請求事件(第2事件)(認容、控訴(後控訴棄却、附帯控訴認容、上告、上告受理申立))

法務速報148号6番で紹介済

東京地判平成25年5月14日 判例タイムズ1416号266頁
平成23年(ワ)第35058号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴(後一部変更,確定))
法務速報152号12番で紹介済

東京高判平成25年5月17日 判例タイムズ1416号78頁
平成24年(行ケ)第15号 審決取消請求事件(請求棄却,確定)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/747/083747_hanrei.pdf
法務速報154号23番で紹介済

東京高判平成25年12月16日 判例タイムズ1416号92頁
平成25年(ネ)第2809号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,確定)
法務速報165号22番で紹介済

東京地判平成26年4月17日 判例タイムズ1416号171頁
平成23年(ワ)第14471号損害賠償請求事件(一部認容,控訴)
法務速報163号27番で紹介済

最三判平成27年3月3日 判例時報2267号21頁
平成26年(行ヒ)第225号 営業停止処分取消請求事件(破棄自判)
法務速報167号28番で紹介済

最三判平成27年3月3日 判例タイムズ1416号47頁
平成26年(行ヒ)第225号 営業停止処分取消請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/903/084903_hanrei.pdf
法務速報167号28番で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例タイムズ1416号73頁
平成26年(あ)第948号 所得税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/934/084934_hanrei.pdf
法務速報167号30番で紹介済

知財高判平成27年4月14日 判例時報2267号91頁
平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件(控訴棄却)
法務速報169号11番で紹介済

最三決平成27年5月19日 判例タイムズ1416号61頁
平成26年(許)第36号 手数料還付申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/085112_hanrei.pdf
法務速報169号25番で紹介済

最二決平成27年5月25日 判例時報2268号142頁
平成25年(あ)第1465号 詐欺被告事件(上告棄却)
法務速報170番18で紹介済

最二決平成27年5月25日 判例タイムズ1416号68頁
平成25年(あ)第1465号 詐欺被告事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/122/085122_hanrei.pdf
法務速報170号18番で紹介済

最三判平成27年5月26日 判例時報2268号32頁
平成24年(行ヒ)第368号 市県民税変更決定処分取消請求事件(破棄自判)

法務速報169号23番で紹介済

最三判平成27年5月26日 判例タイムズ1416号41頁
平成24年(行ヒ)第368号 市県民税変更決定処分取消請求事件(破棄自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/118/085118_hanrei.pdf
法務速報169号23番で紹介済

最二判平成27年6月1日 判例時報2266号49頁
平成26年(受)第1817号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85134
法務速報170号1番で紹介済

最二判平成27年6月1日 金法2029号63頁
平成26年(受)第1817号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/133/085133_hanrei.pdf
法務速報170号1番で紹介済

最二判平成27年6月8日 判例タイムズ1416号56頁
平成25年(受)第2430号 地位確認等請求反訴事件(破棄差戻)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/085148_hanrei.pdf
法務速報170号22番で紹介済

2. 平成27年(2015年)11月19日までに成立した,もしくは公布された法律

| 種類 | 提出回次 | 番号 |
|---------|------|----|
| 法律名及び概要 | | |

なし

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 327頁 4,320円
弁護士専門研修講座 交通事故の法律相談と事件処理 民事交通事故訴訟の実務

田島正広 代表編著 日本加除出版 432頁 3,996円
業種別 ビジネス契約書作成マニュアル 実践的ノウハウと契約締結のポイント

森・濱田松本法律事務所 編 商事法務 288頁 3,456円
消費者取引の法務

根抵当権登記実務研究会 編/林 勝博 編集代表 民事法研究会 445頁 3,996円
ケースブック根抵当権登記の実務[第2版]設定から執行・抹消までの実務と書式

升田 純 著 学陽書房 377頁 4,104円
[新版]要約 マンション判例170

荒木新五 著 学陽書房 380頁 4,104円
[新版]要約借地借家判例154

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会/弁護士研修センター運営委員会 ぎょうせい 354頁 4,320円
租税争訟をめぐる実務の知識

石寄信憲 編著/土屋真也/小宮純季/石寄裕美子/渡辺 絢 著 中央経済社 227頁 2,700円
速報ガイド平成27年派遣法改正の基本と実務

岡 伸浩/島岡大雄/進士 肇/三森 仁 編著 商事法務 800頁 7,020円
破産管財人の財産換価

宇賀克也 監修/水町雅子 著 第一法規 392頁 3,780円
完全対応 特定個人情報保護評価のための番号法解説 プライバシー影響評価(PIA)のすべて

東京司法書士協同組合 編/金子登志雄 著 中央経済社 220頁 2,808円
平成27年施行 改正会社法と商業登記の最新実務論点

5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 交通事故の法律相談と事件処理 民事交通事故訴訟の実務 」

具体的な事案に沿って適用される保険の種類や内容などや損害の算定方法などが解説されている。また後遺障害等級についても解説されている。交通事故事案について基礎的な知識を網羅的に学ぶことができる本である。

「破産管財人の財産換価」

実務家からみた破産管財人の財産換価を巡る諸問題及び研究者からみた破産管財人の財産換価を巡る理論上の諸問題が解説されている。倒産実務,判例及び学説を踏まえて解説されており,破産管財業務を行う上で参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。